

他県の苦情申立案件について（全 1 件）

○他県が設置している「政府調達苦情検討委員会」での苦情申立案件の概要

関係調達機関	鹿児島県 危機管理局 消防保安課	
調達案件	消防・防災ヘリコプター 一式 の調達	
苦情申立人	ベルヘリコプター株式会社	
入札手続の経過	<p>平成29年 5 月 30 日 入札公告を行い、本件仕様書を苦情申立人に交付</p> <p>平成29年 6 月 9 日 苦情申立人から本件仕様書の救助活動燃料の搭載について質問を受けた。</p> <p>平成29年 6 月 13 日 6 月 9 日の質問に対し、救助活動燃料の搭載については、「仕様書のとおり」である旨の回答を行った。</p> <p>平成29年 6 月 14 日 苦情申立人から機能等証明書一式の提出を受けた。</p> <p>平成29年 6 月 26 日 苦情申立人に対し、本件仕様書の救助活動燃料の重量について説明を求めた。</p> <p>平成29年 6 月 28 日 6 月 26 日の質問に対し、救助活動燃料の重量について、現実的な燃料として15分間の設定をした旨の回答を受けた。</p> <p>平成29年 6 月 28 日 苦情申立人に対し、本件仕様書の救急搬送能力のマリンポートかごしま出発時の機体重量について、離陸が不可能であるため、説明を求めた。</p> <p>平成29年 6 月 29 日 6 月 28 日の質問に対し、救急搬送能力のマリンポートかごしま出発時の機体重量について、離陸可能と回答を受け、本件仕様書にマリンポートかごしま出発時の機体重量の記載が求められていないことへの質問を受けた。</p> <p>平成29年 6 月 29 日 6 月 29 日の質問に対し、本件仕様書の救急搬送能力について、マリンポートかごしま出発時の機体重量の前提条件を示している旨の回答を行った。</p> <p>平成29年 6 月 30 日 及び 7 月 3 日 6 月 29 日の質問に対し、改めて回答を行った。</p> <p>平成29年 7 月 7 日 苦情申立人に対し、本件仕様書の救助能力等の仕様を満たさないとする機能等証明書の審査結果及び入札参加資格なしとの通知書を送付した。</p> <p>平成29年 7 月 10 日 苦情申立人が、審査結果通知書を受領した。</p>	
検討委員会の対応	<p>平成29年 7 月 24 日 苦情申立てを受理</p> <p>平成29年 7 月 24 日 関係調達機関に対し、契約の執行停止を要請</p> <p>平成29年 7 月 24 日 検討委員会での検討（5 回）</p> <p>平成29年 10 月 4 日 検討結果の報告の公表</p>	
苦情の内容等	苦 情 の 概 要	検討委員会の検討結果
	<p>関係調達機関が行った「消防・防災ヘリコプター 一式」の調達に係る一般競争入札参加資格を認めなかったことについて、「政府調達契約に関する協定を改正する議定書（以下「改正協定という。）」に違反しているとの判断を求める。</p> <p>(1) 「出発地点から目的地点に向かう際の出発時の機体重量が、最大全備重量を超えてはならない。」という本件仕様書に記載のない要件により、苦情申立人の入札参加資格を認めなかったことが、改正協定第10条第7項に違反している</p>	<p>(1) 改正協定第10条第7項に違反しているかどうかという点について</p> <p>本件仕様書では、出発地点から目的地点に向かう際の出発時の機体重量が、最大全備重量を超えるかどうかについては苦情申立人が与えられた条件に基づき、機体重量が最大全備重量を超えるか否か確認できる内容となっていることから、改正協定第10条第7項に違反しているとは認められない。</p>

苦情の内容等	苦情の概要	検討委員会の検討結果
	<p>(2) 本件仕様書における行動経路の設定は事実上、他の供給者を締め出し、応札者を1者に限定するものになっていることが、改正協定第10条第1項に違反している。 また、本件仕様書の行動経路は何ら合理的な説明もなく突如変更されたという点について。</p> <p>(3) 本件仕様書における救助能力について救助作業時間30分の記載が実務と乖離し、整合がとれず、不必要な燃料を搭載することを義務付けていることが、改正協定第10条第1項に違反している。</p> <p>(4) 本件仕様書における救助能力について救助作業時間30分の適用は合理的ではなく、また、仕様書の文言を合理的に解釈しなかったものであることが、改正協定第10条第1項に違反している。</p>	<p>(2) 改正協定第10条第1項に違反しているかどうかという点について 関係調達機関が苦情申立人を含む事業者に送付した平成29年2月22日時点の仕様書を最終ドラフトと言っているが、これは関係調達機関が本件仕様書を作成する過程での検討段階の案にすぎず、仕様書としては、平成29年5月30日に公表した仕様書こそが唯一のものであるため、仕様書の変更には当たらないと判断している。 また、関係調達機関は、平成29年5月30日に入札を公告した後、苦情申立人を含む2者からそれぞれ提案する機体が仕様書に示した具体的な性能を有することを証明した機能等証明書が提出されたが、この機能等証明書を受理するまでは、事業者が提供する機材について、装備品を含む機体重量、速度や燃料消費率等は全く不明であるので、仕様を満たす事業者、満たさない事業者を判断することはできない、また、仕様書を策定するまでの間も把握できず、1者応札についても予想できなかったことから、改正協定第10条第1項に違反しているとは認められない。</p> <p>(3) 改正協定第10条第1項に違反しているかどうかという点について 救助作業時間の設定は、各県の地理的特性や救助活動・搬送体制の現状、その他の事情により異なるものであるから、一概に他の例と比較してその妥当性が判断できるものではないが他県の事例から見ても、救助作業時間30分が不合理な条件であるとは言えない。 また、現場到着時直ぐの救助を仕様要件に設定したことについては、現場到着時に直ぐ発見し救助したり、ある程度探索の上発見し救助するなど、あらゆる事態を想定する必要があるとする関係調達機関の主張には、十分に合理的な理由が認められることから、救助活動燃料30分を搭載することと、現場到着時直ぐの救助を仕様要件に設定することに整合性を求める意味は無く、不必要な燃料の搭載を義務付けているとは認められず、改正協定第10条第1項に違反しているとは認められない。</p> <p>(4) 改正協定第10条第1項に違反しているかどうかという点について 本件仕様書の「救助作業時間30分」の設定については、(3)より不合理な条件設定とは認められないことから、改正協定第10条第1項に違反しているとは認められない。</p> <p>以上のことから、関係調達機関が行った「消防・防災ヘリコプター一式」の調達に係る一般競争入札参加資格を認めなかったことについて、「政府調達に関する協定を改正する議定書」に違反しているとの主張は採用できない。</p>